

2007年11月8日

保険法改正にともなう保険業法改正について(意見)

金融オンブズネット代表
原 早苗

保険法改正にともなう保険業法改正について、以下のとおり意見を述べる。保険法改正に対応することにとどまらず、全体的に見直し、新たに必要な項目の導入を図ること、監督指針にとどまらず条文として必要な規定は業法に盛り込むべきだ。また、現行法はあくまでも「業法」であり、契約者、消費者に関わる条文は、統一・整理されたものとなっていないことも問題だ。

保険法見直しのポイントは、規律の内容の現代化にある。保険契約者の保護も十分認識されている。こうした意図も反映すべきだ。また、保険契約者(消費者)にも理解しやすい文言の使用を望む。

1. 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付について

○保険業法における生保免許の「業務範囲」として「現物給付」の規定を置くことは難しいと思われるが、「付随業務」として整理するか、なんらかの規定は必要である。

○「現物給付」と「金銭給付」を区別する必要性はある。その際、「現物給付」は契約当初のものより変動する要素が大きい(たとえば、有料老人ホームへの入居権、あるいは介護サービスの提供など)。できれば、「現物給付」と「金銭給付」が選択できるような制度設計が望ましい。

○重要事項として説明義務を果たすこと、変動する場合も当初契約より著しく契約者に不利にならないようにすることが求められる。

2. 第三分野における規定の創設について

○第三分野における規定の創設は必要である。商品設計、重要事項の説明義務、告知のあり方、支払い基準の適切性及び明確化の、いずれの項目においても、これまでの業法を超えたきめ細かな規定が必要である。

○第三分野の保険商品については、上記のいずれの段階においても、いまだ基本的な医療などに関する知見が欠けている。業者の知見についての規定が必要と考える。

3. 保険募集や契約締結時における規律について

保険者からは「募集」になるが、販売・勧誘・契約締結時における規定の明確化と、以下の規定の拡充を求める。

○「広告規制」の必要性

金融商品取引法の施行にともない、投資性のある金融商品については広告規制が導入された。広告概念を幅広く捉え、基本的な表示事項の明記と有利誤認を与える表示の禁止を盛り込んでいる。金商法施行後、保険広告との差異が際立つ。保険広告についても以下の規制が必要と考える。

- 1) 重要事項の表示の義務付け
- 2) 有利誤認を与える表示の禁止

○重要事項について「書面交付義務」と「説明義務」を導入すること

金融庁保険検討チームでは、販売・勧誘ルールのあり方について検討を深めた。販売・勧誘時における「契約概要」「注意喚起情報」とおして重要事項の説明義務を図ろうとした。これらをベースに「重要事項」を明確にし、それらを記載した書面交付義務及び、重要事項についての説明義務を課すべきと考える。

特に、「告知義務」や「通知義務」に関する業者の情報提供義務は大きい。

○「適合性の原則」の導入

保険検討チームでの検討の結果、「顧客意向確認書面」の導入が図られたが、まだ発展途上の感が否めない。適合性の原則を業法上に明確にし、「顧客意向確認書面」を位置づけるべきだと考える。

○現行業法の300条における禁止行為に加えて「再勧誘」「判断力不足の悪用」などの禁止規定も導入すべきである。

○「約款」の位置づけの明確化を図ること

契約後、トラブルになると持ち出されるのが「約款」だ。「約款に書いてあるとおりだ」とする反論が日常的に使われている。現状の「約款」は、事業者が作成したものだが、まず使用されている文言がわかりにくい、そのため適正なものかの判断がつきにくい、事業者有利に作成されていないかも気になる、また、同じ文言でも各社により判断基準が違う(内規が存在)。

「約款」は、金融商品取引法でいうところの目論見書の位置づけと同じになるのか、説明すべき「重要事項」なのか、それらを業法上で明確にすべきである。そのうえで適正なものかどうか、容易に理解できるものになっているのかの規定も必要と考える。

保険証券との整理も必要である。

○「告知義務」について

1) 告知義務については、「自発的申告義務」から「質問応答主義」の導入が考えられているが、この対応が業法でも必要である。質問応答主義になれば、必ず会話が加わる。これまでのトラブルでも「言った・言わない」が争点になっている。極力、あいまいさを排除することが必要である。

2) 告知妨害があった場合のルールの明確化が図られようとしているが、賛成である。その際、告知妨害等の主体、要件について業法でも規定が必要と考える。

3)告知義務違反を理由とする解除の効果については、「重過失」の判断を極力避けるべきである。「故意」以外は、「過失」の位置づけとし、支払うべき保険金の額を考慮すべきと考える。

○「募集人」「代理店」などの位置づけの明確化

生命保険は「募集人」、損害保険は「代理店」等とこれまでほぼ販売ルートは切り分けられていたが、第三分野の商品の登場、また、お互いに子会社を使って、それぞれの商品を扱うようになってきていること、来店型の乗り合い代理店、通信販売、また、銀行での全面窓口販売の解禁が迫るなど、販売(募集)の窓口は多様化している。

1)人材については、内勤職員を含め資格試験などを通じて、一定程度のレベルの確保を恒常的に図ることができる仕組みとすべきである。

2)業務内容に応じた責務規定が必要である。

4. 通知義務及び催告について

○保険法では、「危険の増加」「危険の減少」など契約が変動する場合の通知義務を課しているが、通知義務については広く契約者に認識されていない。まず、通知義務についての説明義務を事業者に課すことを求める。

○保険料不払いを理由とする契約解除の催告については、現状としては各事業者としては行っているとは聞かすが、条文としても明確にすべきだと考える。

○1ヶ月支払いがとどこおることによって即失効することがないように、催告、支払いがとどこおった場合の緊急貸付など、きめ細かな規定が必要ではないか。

全体に意図せぬ失効が起こらないようにすべきである。と同時に、通知義務違反などにより直ちに契約が失効することのないよう過度に保険契約者が不利益を被ることのないよう配慮を求める。

○上記を含め、契約中においては、定期的な情報提供義務を課すべきではないか。

5. 超過保険、重複保険について

○保険契約の超過部分について、保険契約者に保険金減額及び保険料の減額請求ができる旨の規定が業法にも必要である。

○重複保険については、損害を超えたてん補の扱いについて(各契約に従って保険金支払いの責任を負うものとするようになるようだが)、保険者に説明義務を課すべきである。

6. 責任保険について

○責任保険についても保険法で規定が置かれれば、それにならって業法でも必要な規定を置く。

7. 保険金の請求や支払いなどについて

保険金の請求や支払いについての規定を置くべきだと考える。今回の不払い問題で指摘されたことが起こらないような仕組みづくりを求める。

○保険金請求についての説明義務の規定が必要である。

○ 保険金支払いについては、迅速性の観点から、また遅滞の責任を負うものとして時期の明記を求める。期日までに支払うことが困難であれば、その理由の明確な説明を求める。

○ 保険金支払いは、保険契約者による請求主義を旨としているが、事故について請求があった場合、他に支払うべき事由がないかどうかについての通知、説明義務は業者に課すべきである。

○「支払われない場合の理由の明示(立証は保険者側にあるとする)」が必要である。予期せぬ不払いが生じないようにすべきである。

○支払いに不服がある場合は、不服申し立ての機会を契約者に与えることとすべきである。

○告知妨害同様、保険金請求妨害についてもルールの明確化を図るべきである。

○「故意」「重過失」の場合は、保険契約そのものが無効とされ、支払った保険料自体も戻ってこない。少なくとも「重過失」の適用には慎重であるべきである。

* 実際、どのような場合を「故意」とし、あるいは「重過失」としているのか、軽過失も含めて、支払い時の適切性(金額等)はどう図られているのか。

○「契約前発病不担保条項」については、「告知義務」の範疇で整理すべきである。契約時に告知義務を果たしたと想定しても、「契約前発病不担保条項」が約款に存在することで、保険金の支払いがないことは納得がいかない。

○「高度傷害」の認定をめぐるトラブルが増加している。第三分野の保険の伸張によって、こうした医療的知見を必要とする判断基準を求められることが多くなっている。なんらかの規定が必要である。

8. 他人を被保険者とする保険契約などの同意、離脱について

○保険法改正において、いまだ検討中と思われるが、保険契約における被保険者の同意、被保険者による契約関係からの離脱についての規定が重要である。保険法にその規定が置かれれば、それに対応するきめ細かな規定(要件、書式など)が業法でも必要である。

○その際、団体保険については別途の規定が設けられる可能性があるが、保険契約者、被保険者が不利益を被ることのないよう配慮を求める。

○未成年者を被保険者とする契約については、その有用性には疑問をもつ。商品設計の自由度との兼ね合いもあるが、少なくとも保険金の上限規定を置くべきだ。

9. 保険契約が解除された場合等の保険料積立等に関する規律について

○解除にともなう保険料積立の返戻金が妥当、適切なものかどうかを含め、業法における監督の必要性がある。

○解除された場合等の保険料積立等に関する規律(解約返戻金)については説明義務を課すこと。

○保険料の支払いがないことをもって失効とした場合も、解約返戻金の扱いについては、業者に通知義務を課すこと。

10. 契約の保有期間における業者の義務について

たとえば、投資信託であれば定期的に運用報告書が送られてくる。保険契約は長期にわたる契約商品でもある。

保険契約中、顧客の意向と契約している保険との間でミスマッチが起こっていないかどうかなどの情報提供義務は必要ではないか。

11. 保険業法における民事効の導入について

保険業法に行政処分のみならず、契約の無効、取消、クーリングオフ規定、損害賠償請求権など民事効の導入・拡充を図るべきだと考える。その際、

○クーリングオフ規定については、契約の不意打ち性にのみ着目するのではなく、長期にわたる高額な契約であることに鑑み、原則として保険商品全般の規定として導入すべきである。

○募集時(販売・勧誘時)、契約締結時に義務をかけ、義務違反に対しては損害賠償請求の規定を置くべきである。(保険業法第283条1項の検証も含む)

損害賠償額については「不実告知や断定的判断の提供、不利益事実の不告知等により保障・補償内容を誤認して契約した場合、消費者が誤認した保障・補償内容に相当する額を被った損害とみなす。」(金融オンブズネット 05. 9提言)と考える。保険はリスクに備えて契約する商品である。支払った保険料の返還にとどまるのでは損害賠償にはならないと考える。

○保険契約者に課せられた立証責任の負担軽減を図るべきである。

* 変額保険の被害者の被害回復は望めないのか。契約者に不利な和解文書により苦しんでいる人は、まだ多い。

12. 損害保険会社における保険契約者の先取り特権について

○ 生保は、契約をやめたら次の契約に入りにくいという観点から保険契約者の先取り特権が認められているが、医療保険、傷害保険などの商品性を考えると、同様なことは、損害保険会社にも認められる。

損害保険会社に対する先取り特権を創設すべきである。

13. 自主規制機関の規定について

金融商品取引法にならうと、この規定が必要ではないか。自主規制機関として苦情・相談体制の確立、金融消費者教育などが求められる。

14. 商品審査関係について

○ あまりにも複雑な商品については、商品設計上も困難、説明も困難、支払い時の判断も困難であることから、商品としての適切性に欠けていると考える。

○ 第三分野の商品審査について十分な規定となっているかどうか精査が必要ではないか。

15. セーフティネットのあり方について

保険契約者保護機構のあり方について、いずれ検討が必要と考える。

保険については、将来、どのような法制の姿を考えているのか、金融商品取引法に収斂する方向性を考えると、条文の構成自体も再構築を図るべきではないか。

以 上